

監査委員公表第6号

## 監査等の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査等を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成29年6月28日

寒川町監査委員 竹井龍一郎  
同 柳下雅子

1 監査年月日

- (1) 平成29年6月14日から6月16日まで
- (2) 平成29年6月15日から6月16日まで

2 監査等対象機関

公益社団法人 寒川町シルバー人材センター  
福祉部高齢介護課

3 監査等の種別

財政的援助団体等の監査

- (1) 公の施設の指定管理者
- (2) 補助団体

4 監査等対象

- (1) 平成28年度の寒川町ふれあいセンターの管理に係る出納その他の事務及び高齢介護課の指定管理に係る出納その他の事務の執行
- (2) 寒川町から交付した補助金等（平成28年度分）に係る補助団体の出納その他事務の執行及び高齢介護課の上記団体への補助金に係る出納その他事務の執行

5 監査の方法

- (1) 指定管理に関する書類の提出を求め、指定管理に係る一連の事務処理や事業が適正に執行され目的が達成されているかに重点を置き、抽出により書類を監査するとともに事情聴取を実施し、併せて現地調査を行った。
- (2) 補助金に関する書類等の提出を求め、補助金の目的に沿って事務の執行が適切かつ効率的に行われているかに重点を置き、抽出により書類を監査するとともに事情聴取を実施し、併せて現地調査を行った。

6 監査の結果

- (1) 一部留意すべき事項を除き、おおむね適正に執行されていると認められた。  
○留意すべき事項は文書及び口頭により指摘又は指導した。
- (2) おおむね適正に執行されていると認められた。  
○軽微な留意事項は口頭により指摘又は指導した。